

# 文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和5年3月16日（木曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時35分 散会

## 付託事件

議案第3号，議案第8号，議案第9号，議案第10号，議案第11号，議案第12号，議案第13号，議案第14号，議案第17号，議案第18号，議案第19号中第1表中歳出中第3款中文教福祉委員会所管分，第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分，議案第20号，議案第25号，議案第26号，議案第27号，議案第28号，議案第33号中第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第3款及び第10款並びに第3表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分，議案第34号，報告第1号中別表中歳出

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第 3号 水戸市動物愛護基金条例
- ② 議案第 8号 水戸市指定通所支援事業等基準条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第 9号 水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第10号 水戸市認定こども園の認定要件を定める条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第11号 水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ⑥ 議案第12号 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ⑦ 議案第13号 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ⑧ 議案第14号 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ⑨ 議案第17号 水戸市立博物館条例の一部を改正する条例
- ⑩ 議案第18号 水戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- ⑪ 議案第19号 令和5年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分，第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分
- ⑫ 議案第20号 令和5年度水戸市国民健康保険会計予算
- ⑬ 議案第25号 令和5年度水戸市介護保険会計予算

- ⑭ 議案第26号 令和5年度水戸市介護サービス事業会計予算
- ⑮ 議案第27号 令和5年度水戸市後期高齢者医療会計予算
- ⑯ 議案第28号 令和5年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算
- ⑰ 議案第33号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第11号）中第1表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第3款（民生費）及び第10款（教育費）並びに第3表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分
- ⑱ 議案第34号 令和4年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第2号）
- ⑲ 報告第1号 専決処分について（令和4年度水戸市一般会計補正予算（第10号））中別表中歳出

2 出席委員（6名）

委員長	袴塚孝雄君	副委員長	森正慶君
委員	萩谷慎一君	委員	土田記代美君
委員	黒木勇君	委員	田口米蔵君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉宗志君		
福祉部長兼福祉事務所長	横須賀好洋君	福祉部副部長兼福祉事務所副所長(福祉総務課長事務取扱)	田中誠一君
福祉部福祉事務所参事兼福祉指導課長	大久保克哉君	生活福祉課長	櫻井学君
障害福祉課長	平澤健一君	高齢福祉課長	小林かおり君
介護保険課長	高橋慎一君		
こども部長兼福祉事務所担当所長	柴崎佳子君	こども部福祉事務所参事兼子育て支援課長	野口奈津子君
こども政策課長	深谷貴美君	幼児保育課長	松本崇君
保健医療部長	大曾根明子君	保健医療部副部長	小林秀一郎君
保健所長	土井幹雄君	保健医療部保健所参事兼保健総務課長	三宅陽子君
保健医療部保健所技監兼保健衛生課長	前田亨君	地域保健課長	堀江博之君

保健予防課長	大  凵  要  之  君	国保年金課長	関  根  豊  君
教 育 長	志  田  晴  美  君	教 育 部 長	三  宅  修  君
教育委員会事務局 教育部参事兼 教育企画課長	菊  池  浩  康  君	教育委員会事務局 教育部参事兼 学校保健給食課長	小  川  佐  栄  子  君
教育委員会事務局 教育部参事兼 歴史文化財課長	小  川  邦  明  君	総合教育研究 所 長	春  原  孝  政  君
学校管理課長	細  谷  康  之  君	学校施設課長	和  田  英  嗣  君
生涯学習課長	湯  澤  康  一  君	中央図書館長	林  栄  一  君
教育研究課長	野  澤  昌  永  君		
6 事務局職員出席者			
議 事 課 長	大  嶋  実  君	書  記	檜  原  和  則  君

午前10時 0分 開議

○袴塚委員長 それでは、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、鴨志田教育部参事が公務出張のため欠席との連絡がありましたので、御報告を申し上げます。

一般傍聴人、また、カメラの撮影はございませんので、御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第3号ほか18件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りをいたします。委員会の審査日程が3日間となっておりますので、本日は執行部に提出議案の説明を求め、明日質疑を行い、そして20日月曜日に御意見等を伺った後に採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りをいたします。当委員会に付託となっております議案第3号のほか18件を一括議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、これより執行部から順次、提出議案の説明を願います。

まず初めに、議案第3号 水戸市動物愛護基金条例について、執行部から説明を願います。

前田技監兼保健衛生課長。

○前田保健医療部保健所技監兼保健衛生課長 それでは、議案書①の61ページをお開き願います。

市議会議案第3号 水戸市動物愛護基金条例につきまして、保健衛生課提出の資料により御説明いたします。

初めに、1の制定理由でございますが、令和4年7月1日から動物愛護推進のため、寄附金を募集したところ、多額の寄附が集まっております。今後も寄附金の募集を通じた啓発活動によりまして、継続して寄附が見込まれることや、寄附してくださった方々の水戸市を応援する気持ちに応えるために、寄附金の有効活用を図る必要がございます。そのため、寄附金については、動物の愛護及び管理に関する事業の推進を図るための財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づきまして、水戸市動物愛護基金を設置するものでございます。

次に、主な制定内容でございます。

第2条におきましては、動物愛護の推進を目的とした寄附金を基金に積み立てることを規定しております。第3条におきましては、基金に属する現金の管理方法に関する規定でございます。第6条におきましては、基金の処分に関する規定でございます。

3の施行期日につきましては、公布の日からでございます。

議案書①の61ページを御覧願います。

全7条で構成されておりますが、地方自治法第241条に基づき規定しておりますことから、既に制定されております複数の市基金条例とおおむね同じ内容となっております。

説明は以上でございます。

○袴塚委員長 ありがとうございます。

次に、議案第8号 水戸市指定通所支援事業等基準条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 それでは、議案第8号 水戸市指定通所支援事業等基準条例の一部を改正する条例につきまして、御説明を申し上げます。

令和5年第1回水戸市議会議案書①の79ページをお開き願います。

詳細につきましては、福祉部障害福祉課提出の議案第8号参考資料により御説明いたします。参考資料を御覧ください。

初めに、資料2ページをお開き願います。

参考の表に、この条例における指定通所支援事業等に係るサービスの種類及び内容を記載しております。御参考としていただきますようお願い申し上げます。

1ページにお戻りいただきまして、1の改正理由でございますが、国におきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律が、令和4年通常国会において可決、成立いたしました。この法律において、児童福祉施設等の運営に関する基準について、国が定める基準に従い、本市の条例で定める事項として、児童の安全の確保に関するものを追加いたしました。

また、令和4年9月には、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという痛ましい事案が発生しており、バスの送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加え、条例改正が行われました。これらにより、国が定める児童福祉法に基づく指定通所支援事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、基準省令に従い定めるべきものについて、基準省令のとおり規定をするものでございます。表に従い、項目ごとに御説明をまいります。

初めに、従業者の員数でございますが、対象となるサービスは、指定児童発達支援、基準該当児童発達支援及び指定医療型児童発達支援でございます。改正の内容は、保育所等に入所する児童と指定児童発達支援事業所等に通所する障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児を直接支援する従業者を、保育所等に入所する児童への保育に併せて従事させることができるものとするものでございます。

次に、安全計画の策定等でございますが、対象となるサービスは、指定通所支援事業全般でございます。改正の内容は、指定児童発達支援事業所等における障害児の安全の確保に関する計画を策定し、従業者等に周知するとともに、従業者に対する研修及び訓練の実施等の措置を講ずるものとするものでございます。

1年間の経過措置を設けております。

次に、自動車を運行する場合の所在の確認でございますが、対象となるサービスは、指定通所支援事業全般でございます。改正の内容は、指定児童発達支援事業者等が事業所外の活動等のため自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に点呼等により障害児の所在を確認するとするものでございます。

同項目 2 段目の対象となるサービスは、指定通所支援事業全般から指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援を除いたものでございます。改正の内容といたしましては、指定児童発達支援事業者等が障害児の送迎を目的とした自動車を運行するときは、自動車にブザー等の装置を備え、降車の確認をするものとするものでございます。1 年間の経過措置を設けております。

ページを返していただきまして、2 ページを御覧願います。

次に、懲戒に係る権限の濫用禁止でございますが、対象となるサービスは、指定児童発達支援、共生型児童発達支援及び指定医療型児童発達支援でございます。改正の内容は、親権者の懲戒権に係る規定である民法第 8 2 2 条の削除に伴い、指定児童発達支援事業所等の管理者が親権を行う場合に有する懲戒権の行使に係る規定を削除するものでございます。

3 の施行期日につきましては、令和 5 年 4 月 1 日でございます。ただし、懲戒権の行使に係る規定の削除につきましては、公布の日からとするものでございます。

3 ページから 7 ページに新旧対照表を、9 ページに参照条文を載せておりますので、後ほど御参照をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○袴塚委員長 ありがとうございます。

次に、議案第 9 号 水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

野口参事兼子育て支援課長。

○野口子ども部福祉事務所参事兼子育て支援課長 それでは、議案書①の 8 1 ページをお開き願います。

市議会議案第 9 号 水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

説明につきましては、子ども部子育て支援課幼児保育課提出の資料を御覧ください。

1 の改正理由につきましては、国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2 の主な改正内容につきましては、基準省令等に従い定めるべきもの及び基準省令等を参酌すべきものについて、当該省令等のとおり規定いたします。

説明につきましては、障害福祉課の説明と重複する内容がございますので、重複していないものについて御説明させていただきます。

まず、安全計画の策定等及び自動車を運行する場合の所在の確認につきましては、重複しておりますので、省略させていただきます。

設備及び人員の共用につきましては、保育所が他の社会福祉施設に併設されている場合において、保育に支障がない場合は、設備及び人員について共用可能といたします。

懲戒に係る権限の濫用禁止につきましても、重複しておりますので省略いたします。

保育所における看護師等の配置の特例につきましては、在籍乳児が4人以上の保育所において、1人に限り看護師等を保育士として配置することができるとしていた特例を、在籍乳児の人数にかかわらず適用することといたします。ただし、乳児が4人未満である保育所に看護師等を保育士として配置する場合は、子育てに係る知識と経験を有する看護師等を配置し、保育士の支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととするものでございます。

裏面を御覧ください。

(2)の基準省令を参酌して、基準のとおり改正するものについて御説明いたします。

業務継続計画の策定等につきましては、児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、職員に対し、必要な研修及び訓練を定期的実施することに努めなければならないとするものでございます。

衛生管理等につきましては、児童福祉施設は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施することに努めなければならないとするものでございます。

なお、それぞれの条文において適用となる施設につきましては、米印1が母子生活支援施設及び保育所、米印2が助産施設、母子生活支援施設及び保育所となっております。

(3)の水戸市児童福祉施設基準条例の規定を準用しております、水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例において、今回の改正に合わせて改正するものにつきましては、懲戒に係る権限の濫用禁止、設備及び人員の共用、業務継続計画の策定等の3つの条文となっております。

3の施行期日につきましては、令和5年4月1日。ただし、懲戒権の行使に係る規定の削除につきましては、公布の日としております。なお、3ページから7ページに新旧対照表、9ページに参照条文を記載してございますので、お目通しください。

説明は以上でございます。

○袴塚委員長 ありがとうございます。

次に、議案第10号 水戸市認定こども園の認定要件を定める条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 続きます。市議会議案第10号 水戸市認定こども園の認定要件を定める条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

議案書①、83ページをお開きください。あわせて、幼児保育課提出の参考資料を御覧ください。

1の改正理由につきましては、国が定める就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、基準告示を参酌すべきものについて、当該告示のとおり規定いたします。

説明につきましては、これまでの説明と重複する内容でございますので、省略させていただきます。なお、適用となる施設につきましては、幼稚園型認定こども園でございます。

3の施行期日につきましては、令和5年4月1日でございます。

2ページから4ページに新旧対照表、5ページに参照条文を記載してございます。お目通しください。

説明は以上でございます。

○袴塚委員長 ありがとうございます。

次に、議案第11号 水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 続きまして、市議会議案第11号 水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

議案書①、85ページをお開きください。あわせて、幼児保育課提出の参考資料を御覧ください。

1の改正理由でございますが、国が定める幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、基準省令に従い定めるべきものについて、当該省令のとおり規定いたします。説明につきましては、これまでの説明と重複する内容がございますので、重複していないものについて御説明させていただきます。

幼保連携型認定こども園における看護師等の配置の特例につきましては、重複する内容でございますので、省略させていただきます。

看護師等を保育士として配置する場合における教育課程への従事の制限につきましては、1歳未満の子どもの数が4人未満である幼保連携型認定こども園に看護師等を保育士として配置する場合は、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならないとするものでございます。なお、適用となる施設につきましては、幼保連携型認定こども園でございます。

3の施行期日につきましては、令和5年4月1日でございます。

2ページに新旧対照表、3ページに参照条文も記載してございますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○袴塚委員長 次に、議案第12号 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部から御説明を願います。

松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 続きまして、市議会議案第12号 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

議案書①、87ページをお開きください。あわせて、幼児保育課提出の参考資料を御覧ください。

1の改正理由でございますが、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものについて、当該省令のとおり規定いたします。

説明につきましては、これまでの説明と重複する内容がございますので、省略させていただきます。



なお、適用となる支出につきましては、家庭的保育事業及び小規模保育事業でございます。

3の施行期日につきましては、懲戒に係る権限の濫用禁止に係る改正規定については公布の日、その他の改正規定については、令和5年4月1日でございます。

3ページから6ページに新旧対照表を記載してございます。お目通しください。

説明は、以上でございます。

○袴塚委員長 ありがとうございます。

次に、議案第13号 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 続きまして、市議会議案第13号 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

議案書①、89ページをお開きください。あわせて、幼児保育課提出の参考資料を御覧ください。

1の改正理由につきましては、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容につきましては、基準省令に従い定めるべきものについて、当該省令のとおりに規定いたします。

説明につきましては、これまでの説明と重複の内容でございますので、省略させていただきます。

なお、適用となる施設につきましては、幼保連携型認定こども園及び保育所でございます。

3の施行期日につきましては、公布の日でございます。

2ページから3ページに新旧対照表を記載してございます。お目通しください。

説明は以上でございます。

○袴塚委員長 御苦労さまでした。

次に、議案第14号 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

深谷こども政策課長。

○深谷こども政策課長 それでは、市議会議案第14号 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

議案書①、91ページをお開き願います。

内容につきましては、参考資料として提出いたしましたこども部こども政策課資料により御説明申し上げます。

初めに、1の改正理由につきましては、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容につきましては、項目1段目から4段目までにつきまして、全て基準省令を参酌するものとし、当該省令のとおり規定いたします。

1段目、安全計画の策定等、3段目、業務継続計画の策定等、4段目の衛生管理等の改正の内容につきま

しては、これまでの説明内容と重複するものとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

2段目の自動車を運行する場合の所在の確認につきましては、点呼等の方法により児童の所在を確認しなければならないこととする規定としております。

なお、適用施設につきましては、放課後児童健全育成事業所でございます。

3の施行期日につきましては、令和5年4月1日でございます。

2ページから4ページに新旧対照表を記載してございますので、お目通しください。

説明は以上でございます。

○袴塚委員長 ありがとうございます。

次に、議案第17号 水戸市立博物館条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

小川参事兼歴史文化財課長。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 議案書①、97ページをお開き願います。

市議会議案第17号 水戸市立博物館条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

内容につきましては、教育部歴史文化財課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、博物館法の改正に伴い、関係規定の整備を行うものです。

2の主な改正内容につきましては、条例の根拠の改正でありまして、2ページの新旧対照表で御説明いたします。

条例の第1条において、現行では、設置及び管理について、博物館法第18条の規定に基づくとしておりますが、博物館法の改正で第18条が削られるため、公の施設の設置を規定しております、地方自治法第244条の2、第1項に改めるものです。また、条例の第6条につきましては、博物館協議会について定めている博物館法第20条が法改正で条数がずれて第23条第1項になるため、改めるものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、3の施行期日につきましては、令和5年4月1日とするものです。

3ページには参照条文がございますので、お目通しいただきたいと思っております。

説明は以上です。

○袴塚委員長 ありがとうございます。

次に、議案第18号 水戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 議案書①、99ページをお開き願います。

市議会議案第18号 水戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

内容につきましては、保健医療部国保年金課提出の資料により御説明させていただきます。

1の改正理由でございますが、健康保険法施行令で定める健康保険法に基づく出産育児一時金の額の改正に準じ、本市の国民健康保険における出産育児一時金の額を改正するため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、出産育児一時金の支給額につきまして、40万8,000円を48万8,000円に改めるものでございます。

参考といたしまして、下段に改正前と改正後の出産育児一時金の支給総額につきまして記載してございます。産科医療補償制度に加入する医療機関等におきまして、被保険者が出産した場合、出産育児一時金に産科医療補償制度掛金分を加算して支給しております。このたび出産育児一時金の額が40万8,000円から48万8,000円に引き上げられることになり、加算分を含めた支給総額は42万円から50万円となるものでございます。

3の施行期日等でございますが、令和5年4月1日でございます。なお、施行期日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額につきましては、従前の例によるものとするものです。

2ページには新旧対照表を、3ページには参照条文を記載しておりますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

**○袴塚委員長** ありがとうございます。

それでは、次に、議案第19号 令和5年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分について、執行部から順次説明を願います。

それでは、第3款民生費からよろしく願います。

**○田中福祉部副部長兼福祉事務所副所長** それでは、議案書①の101ページをお開き願います。

市議会議案第19号 令和5年度水戸市一般会計予算について御説明いたします。

内容につきましては、議案書②の令和5年度予算に関する説明書により御説明いたします。110ページ、111ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、前年度比4.3%の増でございます。主な内容といたしまして、111ページの説明欄の上から3つ目の社会福祉経費につきましては、地域福祉推進のための経費のほか、社会福祉各種団体への助成等に要する経費でございます。

ページを返していただきまして、112ページ、113ページをお開き願います。

1つ目の民生委員経費につきましては、民生委員、児童委員の活動に対する助成等に要する経費でございます。

一番下の生活困窮者自立支援経費につきましては、生活困窮者自立支援事業に係る事務事業委託や、住居確保給付金の執行に要する経費でございます。

114ページ、115ページをお願いいたします。

ページ中ほどの少子対策経費につきましては、結婚支援に係る経費でございます。

母子・父子福祉対策経費につきましては、独り親世帯に対する就業支援等に係る経費でございます。

その下の福祉指導経費につきましては、社会福祉施設等に対する一般検査、立地指導等に係る経費でございます。

以上でございます。

**○袴塚委員長** 次、平澤障害福祉課長。

**○平澤障害福祉課長** 続きまして、2目障害福祉費につきましては、対前年度比6.15%の増でございます。主な内容といたしましては、1つ目の丸、障害者福祉経費につきましては、障害者就労支援事業や生活

介護事業の委託、福祉団体への助成等に要する経費でございます。

ページを返していただきまして、116、117ページをお開き願います。

1つ目の丸の障害者自立支援給付費につきましては、障害者総合支援法に基づくサービスの給付費等に要する経費でございます。

8番目の丸の総合福祉作業施設運営経費から精神障害者社会復帰施設運営経費につきましては、指定管理に伴う施設の管理運営や業務委託に要する経費でございます。

最下段の障害者福祉施設整備事業費につきましては、既存の施設の防犯対策等に対する補助を利用する経費でございます。

説明は以上でございます。

**○小林高齢福祉課長** 続きまして、3目高齢福祉費につきましては、前年度比1.4%の増となっております。

主な内容といたしましては、一番下の丸、高齢者生活支援経費につきましては、在宅福祉サービスや青年後見支援事業等に要する経費でございます。

ページを返していただきまして、118、119ページをお開き願います。

上から2つ目の丸、高齢者福祉施設経費につきましては、いきいき交流センターの管理運営に要する経費のほか、高齢者福祉施設の防災・減災に係る整備や、介護支援機器等の導入に係る補助の経費でございます。

その下の丸のいきいき交流センターあかしあ建設事業費につきましては、令和3年度から着工しております本体工事に係る経費です。本年10月の開設を目指すものでございます。

次に、下から2つ目の丸、介護保険推進経費につきましては、介護サービス事業所の防災・減災対策に係る整備補助に要する経費でございます。

以上でございます。

**○関根国保年金課長** 続きまして、4目国民年金費につきましては、前年度比3.4%の増でございます。主な内容といたしましては、国民年金事務に要する職員給与費及び会計年度任用職員給与費、事務費等でございます。

以上でございます。

**○小林高齢福祉課長** 続きまして、120、121ページをお開き願います。

5目老人ホーム費につきましては、前年度比4.2%の減となっております。主な内容といたしましては、老人ホーム運営費といたしまして、開江老人ホームの管理運営に要する経費でございます。

以上でございます。

**○関根国保年金課長** 続きまして、6目医療福祉費につきましては、前年度比0.1%の増でございます。主な内容といたしましては、医療福祉事務に要する職員給与費、会計年度任用職員給与費、扶助費及び事務費でございます。

続きまして、7目後期高齢者医療費につきましては、前年度比6.2%の増でございます。主な内容といたしましては、茨城県後期高齢者医療広域連合への負担金、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施、高齢者の健康診査業務委託及び人間ドック補助金、後期高齢者医療会計の繰出金でございます。

以上でございます。

○深谷こども政策課長 続きまして、122、123ページをお開き願います。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきましては、前年度比25.8%の増となっております。主な内容といたしましては、4つ目の丸、小・中学校新入生応援金経費につきましては、新規事業といたしまして、小・中学校に入学する児童・生徒を持つ世帯に対する応援金の給付に要する経費、3つ目の丸、子育て支援経費につきましては、市民センター子育て広場ほか、広場や一時預かりなど、子育て支援に係る事業に要する経費等。また、次の丸の子育て支援・多世代交流センター運営経費は、わんぱく・みと、はみんぐぱく・みとの指定管理による管理運営に伴う経費でございます。

ページを返していただき、125ページ、2つ目の丸、こども発達支援センター運営経費につきましては、こども発達支援センター及び4つの分室の管理運営に要する経費、次の障害児福祉経費につきましては、在宅で重度の障害のある20歳未満の児童を養育している保護者に対して支給する特別児童扶養手当に要する事務経費や、障害児の放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業に要する経費などとなっております。

続きまして、2目児童扶助費につきましては、前年度比3.8%の減となっております。主な内容といたしましては、児童手当、児童扶養手当及び遺児養育手当の支給に要する経費となっております。

説明は以上でございます。

○松本幼児保育課長 続きまして、3目保育所費につきましては、前年度比0.9%の増でございます。主な内容につきましては、民間保育所や地域型保育事業等に対する施設型給付費でございます。

以上でございます。

○深谷こども政策課長 続きまして、4目放課後児童費につきましては、前年度比13.5%の減となっております。主な内容といたしましては、放課後等に安全で適切な学習及び生活の場を提供する放課後学級の管理運営に要する経費や、民間児童クラブ運営に係る補助に要する経費となっております。

説明は以上でございます。

○湯澤生涯学習課長 次に、128、129ページをお開き願います。

5目青少年健全育成費につきましては、前年度比1.5%の減でございます。主な内容といたしましては、子ども会活動に要する経費及び青少年相談員、青少年育成推進会議等に係る経費でございます。

○櫻井生活福祉課長 続きまして、3項生活保護費、1目生活保護総務費につきましては、前年度比6.9%の増となっております。主なものといたしましては、生活保護事務を執行する職員の給与及び会計年度任用職員の報酬や事務の執行に要する経費でございます。

続きまして、130ページ、131ページをお開き願います。

2目生活保護扶助費につきましては、前年度比約0.7%の減となっております。主なものといたしましては、生活保護の生活扶助や医療扶助などに要する経費でございます。

説明は以上でございます。

○田中福祉部副部長兼福祉事務所副所長 続きまして、4項災害救助費、1目災害救助費のうち、災害援護費につきましては、災害時の被災者に対する見舞金や弔慰金に要する経費でございます。

以上でございます。

○三宅保健医療部保健所参事兼保健総務課長 続きまして、第4款衛生費、1項保健所費、1目保健所管理費につきましては、前年度比9.5%の増でございます。主な内容といたしましては、保健所職員の給与費及び保健所運営管理に要する経費でございます。

続きまして、132、133ページをお開き願います。

2目医薬費につきましては、前年度比0.9%の減でございます。主な内容といたしましては、医療機関等の監視指導に係る経費のほか、医療機関や関係団体に対する補助、医師就学資金貸与事業など、医師確保策の経費となっております。

続きまして、134、135ページをお開き願います。

3目保健衛生費につきましては、前年度比0.9%の増でございます。主な内容といたしまして、食品営業の許可及び監視指導などに係る経費、食中毒やと畜に係る検査等の経費でございます。

続きまして、4目健康増進費につきましては、前年度比14.0%の増でございます。主な内容といたしましては、健康診査やがん検診の実施、健康づくりに要する経費などでございます。

続きまして、136、137ページをお開き願います。

5目保健予防費につきましては、前年度比18.6%の減でございます。主な内容につきましては、定期予防接種、感染症対策、精神保健等に係る経費でございます。

続きまして、138、139ページをお開き願います。

6目動物愛護センター費につきましては、前年度比8.7%の増でございます。主な内容といたしましては、動物愛護センターの職員給与費及び動物愛護センターの運営経費などのほか、動物愛護推進経費の動物愛護の普及啓発や、犬、猫の不妊・去勢手術費の補助に要する経費などでございます。

続きまして、7目診療所費につきましては、前年度比0.1%の増でございます。主な内容といたしましては、水戸市休日夜間緊急診療所の運営に要する経費でございます。

以上でございます。

○野口子ども部福祉事務所参事兼子育て支援課長 続きまして、140ページ、141ページをお開き願います。

2項母子保健費、1目母子保健費につきましては、前年度比27%の増でございます。主な内容といたしましては、母子保健行政に係る職員給与費のほか、産前産後支援や乳幼児健診に係る費用などでございます。

新規事業といたしまして、4つ目及び5つ目の丸、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産し、子育てができるよう、出産・子育て応援ギフトの支給とともに、伴走型相談支援を実施するほか、産前産後支援経費といたしまして、満1歳未満の子どもを持つ子育てに不安を抱える世帯を訪問し、家事や育児を支援する子育て世帯訪問支援事業の実施。また、健診回数の多い多胎妊娠の妊婦の経済的負担を軽減するため、健診費用を助成する多胎妊娠の妊婦健診助成事業を実施してまいります。

以上でございます。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 続きまして、192、193ページをお開き願います。

第10款教育費について御説明いたします。

1項教育総務費、1目教育委員会費につきましては、前年度比0.8%の減でございます。主な内容とい

たしましては、教育委員4人分の報酬等に要する経費でございます。

続きまして、2目事務局費につきましては、前年度比3.5%の増でございます。主な内容といたしましては、1つ目の丸からページを返していただき、195ページの上から2つ目の丸までが教育委員会事務局の運営管理に要する職員給与費などの人件費でございます。また、中段の上から6つ目の丸、私立学校長につきましては、私立の小・中学校及び高等学校などに対する運営費補助でございます。

その下の丸、学校保健管理費につきましては、就学児健康診断に要する経費や学校での児童・生徒のけがなどに対する給付を行うための共済加入負担金などの経費でございます。

以上でございます。

**○野澤教育研究課長** 同じく194ページ、195ページを御覧ください。

3目総合教育研究所費につきましては、前年度比0.8%の増でございます。主な内容といたしまして、総合教育研究所職員給与費。ページを返していただきまして、196、197ページにございますとおり、学力向上事業や英語指導などの会計年度任用職員に要する給与費。水戸スタイルの教育推進経費として、学力向上に向けた各施策やICT教育の推進、芸術教育、いじめ防止に関する施策などに要する経費のほか、教職員研修及び教育相談に要する経費でございます。

**○和田学校施設課長** 続きまして、198ページ、199ページをお開き願います。

2項小学校費、1目小学校管理費につきましては、前年度から2.7%の増でございます。主な内容といたしましては、199ページの説明欄、上から3つ目の丸、小学校特別支援教育に要する会計年度任用職員給与費につきましては、支援員の増員に伴う会計年度任用職員の給与費。上から4つ目の丸、小学校運営経費につきましては、電気料金及び都市ガス料金の高騰に伴う小学校の光熱水費等を増額いたしております。

また、今年度に引き続き学校施設の老朽化に対し、集中的に対応を行う緊急安全対策の実施に係る修繕料を計上しております。

以上でございます。

**○細谷学校管理課長** 続きまして、200、201ページをお開き願います。

2目小学校教育振興費につきましては、前年度比3.9%の減でございます。主な内容といたしましては、要保護及び準要保護児童に対する就学援助費の支給に要する経費でございます。

**○和田学校施設課長** 続きまして、3目小学校建設費につきましては、前年度から49.6%の減でございます。主な減額の理由といたしましては、笠原小学校及び吉沢小学校校舎増築事業の完了によるものでございます。

新年度の主な内容といたしましては、201ページの説明欄にございます1つ目の丸、小学校施設設備整備事業につきましては、今年度に引き続き学校施設の老朽化に対し、集中的に対応を行う緊急安全対策の実施。学校施設バリアフリー化整備計画に基づくスロープ等の整備や、飯富小学校の体力度調査等でございます。

次に、上から4つ目の丸、石川小学校長寿命化改良事業、5つ目の丸、寿小学校長寿命化改良事業につきましては、当事業に係る仮設校舎の経費や、工事請負費を計上しております。

また、下から2つ目、妻里小学校長寿命化改良事業、下から1つ目の丸、酒門小学校校舎増築事業につき

ましては、それぞれ実施設計業務に係る委託料を新規で計上しております。

以上でございます。

続きまして、3項中学校費、1目中学校管理費につきましては、前年度から7.1%の増でございます。ページを返していただきまして、202ページ、203ページを御覧ください。主な内容といたしましては、203ページの説明欄、1つ目の丸、中学校運営経費につきましては、電気料金及び都市ガス料金の高騰に伴う中学校の光熱水費を増額いたしております。また、今年度に引き続き学校施設の老朽化に対し、集中的に対応を行う緊急安全対策の実施に係る修繕料を計上しております。

以上でございます。

**○細谷学校管理課長** 続きまして、2目中学校教育振興費につきましては、前年度比28%の減でございます。主な内容といたしましては、要保護及び準要保護生徒に対する就学援助費の支給に要する経費でございます。

**○和田学校施設課長** ページを返していただきまして、204ページ、205ページを御覧ください。

3目中学校建設費につきましては、前年度から38.2%の増でございます。主な内容といたしましては、205ページの説明欄、1つ目の丸、中学校施設設備整備事業につきましては、今年度に引き続き学校施設の老朽化に対し、集中的に対応を行う緊急安全対策の実施、学校施設バリアフリー化整備計画に基づくスロープ等の整備や、飯富中学校の体力度調査等でございます。

以上でございます。

**○松本幼児保育課長** 続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費につきましては、前年度比3%の増でございます。主な内容につきましては、幼稚園運営管理に要する職員や会計年度任用職員の給与費のほか、幼稚園運営管理経費として、各幼稚園の運営に関する消耗品、光熱水費などの需用費、施設の維持管理に係わる委託料に要する経費でございます。

続きまして、206、207ページを御覧ください。

2目幼稚園建設費につきましては、前年度比28%減でございます。主な内容につきましては、幼稚園の修繕等の工事に要する経費でございます。減少の理由につきましては、特定工事の減少によるものでございます。

続きまして、3目私立幼稚園費につきましては、前年度比2%の増となっております。私立幼稚園に対する施設型給付費でございます。

以上でございます。

**○小川教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長** 続きまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費につきましては、対前年度比41.4%の増でございます。主な内容といたしましては、各種生涯学習講座などに要する経費、台渡里官衙遺跡群整備に関する経費、遺跡等の保存活用、そしてヒカリモ生息地調査観察地整備など、文化財の保護に要する経費等でございます。

**○林中央図書館長** 続きまして、2目図書館費につきましては、前年度比4.1%の増でございます。主な内容といたしましては、職員及び会計年度任用職員の給与費、地区図書館5館の指定管理料、学校図書館支援に要する経費、図書館資料等の購入費でございます。



以上でございます。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 続きまして、3目博物館費につきましては、対前年度比11.1%の増でございます。主な内容といたしましては、職員と会計年度任用職員の給与費や、特別展、企画展等の開催に要する経費などでございます。

○湯澤生涯学習課長 次に、4目青少年活動促進費につきましては、前年度比0.9%の減でございます。主な内容といたしましては、姉妹都市親善友好少年交歓研修や、各種青少年関連事業への補助金、高校生社会参加促進事業及び放課後子ども教室に要する経費等でございます。

次に、212、213ページをお開き願います。

5目少年自然の家費につきましては、前年度比17.9%の増でございます。主な内容といたしましては、職員給与費及び少年自然の家の管理運営に要する経費でございます。増の主な理由でございますが、多目的ホールのトイレ洋式化工事を実施するとともに、電気代の高騰による光熱水費の増加分でございます。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 続きまして、214ページ、215ページをお開き願います。

6目大串貝塚ふれあい公園費につきましては、対前年比18.9%の減でございます。主な内容といたしましては、職員や会計年度任用職員の給与費、大串貝塚ふれあい公園の運営や、発掘室の遺物整理や、埋蔵文化財発掘調査費等に要する経費でございます。

○湯澤生涯学習課長 次に、7目みと好文カレッジ費につきましては、前年度比1.3%の増でございます。主な内容といたしましては、職員給与費、各種主催講座、家庭教育への支援事業等に要する経費等でございます。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼学校保健給食課長 続きまして、218、219ページをお開き願います。

6項保健体育費、3目学校給食共同調理場費につきましては、対前年度比6.7%の減でございます。主な内容といたしましては、職員や会計年度任用職員の給与費及び学校給食調理等業務委託料など、学校給食共同調理場の運営に要する経費や、中学校給食における食材料費等でございます。なお、中学校給食費につきましては、無償化を実施してまいります。

説明は以上でございます。

○三宅保健医療部保健所参事兼保健総務課長 続きまして、242、243ページをお開き願います。

債務負担行為の調書についてでございます。上から6段目の医師修学資金貸与に係る債務負担（令和5年度分）につきましては、令和6年度の貸与者を令和5年度中に決定する必要がありますことから、限度額を4,520万円、期間を令和11年度までとして債務負担を計上するものでございます。

その下、医療機関開設等促進に係る債務負担につきましては、医療機関の開設等に係る補助の交付決定から整備完了まで複数年かかることが見込まれますことから、限度額を9,000万円、期間を令和13年度までといたしまして、債務負担を計上するものでございます。

その下、地域医療及び地域保健を推進するための寄附講座開設に係る債務負担につきましては、令和6年度から令和8年度まで3年間の寄附講座開設につきましては、準備行為となる協定の締結を令和5年度中に行

うため、限度額を4,500万円、期間を令和8年度までといたしまして、債務負担を計上するものでございます。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼学校保健給食課長 続きます、下から1段目、石川小学校長寿命化改良に伴う給食室厨房機器購入に係る債務負担につきましては、長寿命化改良工事に伴い実施する給食室の設計に当たり、厨房機器について具体的に機種を選定し、仕様を決定する必要があることから、限度額を4,000万円、期間を令和6年度までといたしまして、債務負担を計上するものでございます。

以上でございます。

○和田学校施設課長 ページを返していただきまして、244ページ、245ページを御覧ください。

寿小学校長寿命化改良に伴う仮設校舎賃貸借に係る債務負担につきましては、長寿命化改良工事に先立って実施いたします仮設校舎の建設期間が複数年にわたることから、限度額を6億4,000万円、期間を令和5年度から8年度までといたしまして、債務負担を計上するものでございます。

以上でございます。

○袴塚委員長 ありがとうございます。

次に、議案第20号 令和5年度水戸市国民健康保険会計予算について、執行部から説明を願います。

関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 それでは、議案書①の109ページをお開き願います。

市議会議案第20号 令和5年度水戸市国民健康保険会計予算につきまして、御説明いたします。

令和5年度の国民健康保険会計の総額は、歳入歳出それぞれ229億7,800万円で、前年度比5.7%の増でございます。

内容につきましては、議案書②の令和5年度予算に関する説明書により御説明いたします。議案書②の252、253ページを御覧願います。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

1款1項国民健康保険税につきましては、現年課税分と滞納繰越分を合わせた国保税の収納額で、前年度比1.2%の増となっております。

254、255ページを御覧願います。

3款1項2目保険給付費国庫補助金につきましては、先ほども議案第18号にて御説明させていただきましたとおり、令和5年度からの出産育児一時金が増額されることに伴い、出産育児一時金補助金として1件当たり5,000円の補助金が交付されることになったものでございます。

256、257ページを御覧願います。

4款1項1目特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査等の実績に応じて国・県負担分をあわせて県から交付される負担金で、前年度比1.5%の減でございます。

4款2項1目保険給付費等交付金につきましては、水戸市が支給した被保険者の医療費に係る保険給付費等について県から交付される交付金で、前年度比3.5%の増でございます。

5款1項1目一般会計繰入金につきましては、前年度比5.2%の増でございます。保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する国保税軽減分などを公費で補填するものでございます。

また、その他繰入金は、職員給与費や事務費等の総務費のほか、出産育児一時金等の財源として一般会計から繰り入れたものです。

258, 259ページを御覧願います。

6款1項1目繰越金につきましては、前年度比178.6%の増でございます。県へ納付する国保事業費納付金の増額等に伴い、不足する保険税額を賄うため、予算化しているものでございます。

歳入の主なものにつきましては、以上でございます。

続きまして、歳出の主なものにつきまして御説明いたします。

262, 263ページを御覧願います。

1款1項総務管理費につきましては、前年度比1.4%の減でございます。主な内容といたしましては、一般管理事務に要する職員給与費、会計年度任用職員給与費、事務費及び国保連合会への負担金でございます。

2項徴税費につきましては、前年度比4.8%の増でございます。主な内容といたしましては、課税事務に要する職員給与費及び事務費でございます。

266, 267ページを御覧願います。

2款1項療養諸費につきましては、前年度比4.4%の増でございます。主な内容といたしましては、医療機関等に支払う療養給付費等でございます。

2項出産育児諸費につきましては、前年度比19.0%の増でございます。先ほどの議案第18号にて御説明させていただきましたとおり、令和5年度からの出産育児一時金の増額に伴い、被保険者が出産した場合、原則50万円を支給するものでございます。

268, 269ページを御覧願います。

2款4項高額療養諸費につきましては、前年度比1.6%の減でございます。被保険者が高額な医療を受け、医療費の自己負担額が限度額を超えた場合に、その超えた額を支給するものでございます。

270, 271ページを御覧願います。

3款1項医療給付費納付金、2項後期高齢者支援金等納付金、ページを返していただきまして、3項介護納付金につきましては、県に納付する国民健康保険事業費納付金で、前年度比10.9%の増となっております。

5款1項1目特定健康診査等事業費につきましては、前年度比3.4%の増でございます。主な内容といたしましては、医療保険者に義務づけられております特定健康診査及び特定保健指導の委託料等でございます。

274, 275ページを御覧願います。

5款2項1目保健衛生普及費につきましては、前年度比0.7%の減でございます。主な内容といたしましては、生活習慣病予防健診助成経費として、人間ドック受診への補助金等でございます。

説明は以上でございます。

○袴塚委員長 ありがとうございます。

次に、議案第25号 令和5年度水戸市介護保険会計予算について、執行部から説明を願います。

高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 それでは、議案書①の125ページをお開き願います。

市議会議案第25号 令和5年度水戸市介護保険会計予算について、御説明いたします。

令和5年度の介護保険会計の総額は、歳入歳出それぞれ252億3,300万円で、前年度予算に対して1.9%の増でございます。

内容につきましては、議案書②の令和5年度予算に関する説明書により御説明いたします。議案書②の356ページ、357ページをお開き願います。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

1款1項1目第1号被保険者保険料につきましては、現年度分と滞納繰越分をあわせた介護保険料の収納額で、前年度比1.3%の増でございます。

3款1項1目介護給付費国庫負担金につきましては、介護給付費のうち、居宅給付費の20%、施設給付費の15%が国の負担分として交付されるもので、前年度比2%の増でございます。

358ページ、359ページをお開き願います。

2項国庫補助金につきましては、前年度比1.2%の増でございます。主な内容といたしまして、1目調整交付金が介護給付費の5%、2目地域支援事業費交付金が介護予防事業費の25%、包括的支援・任意事業費の38.5%を見込むものでございます。

4目保険者機能強化推進交付金及び5目介護保険保険者努力支援交付金につきましては、高齢者の自立支援、重度化防止等への取組に対する交付金でございます。

4款1項支払基金交付金につきましては、40歳以上65歳未満の第2号被保険者からの保険料を原資といたしまして、社会保険診療報酬支払基金を通じて交付されるもので、前年度比2%の増でございます。

続きまして、360ページ、361ページをお開き願います。

5款1項1目介護給付費負担金につきましては、介護給付費のうち、居宅給付費の12.5%、施設給付費の17.5%が県の負担分として交付されるものであり、前年度比2.4%の増でございます。

2項1目地域支援事業費交付金につきましては、介護予防事業費の12.5%、包括的支援・任意事業費の19.25%が県の負担分として交付されるものであり、前年度比2.3%の減でございます。

7款1項1目一般会計繰入金につきましては、前年度比1.8%の増でございます。介護給付費等の公費負担分や、低所得者に対する介護保険料の軽減分を補填するほか、職員給与費、介護認定に要する事務費の財源として、一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、364ページ、365ページをお開き願います。

9款3項1目地域支援事業費受託事業収入につきましては、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的に係る茨城県後期高齢者医療広域連合会からの受託事業収入でございます。

歳入の主なものにつきましては、以上でございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

366ページ、367ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費につきましては、介護保険事業に要する職員給与費、一般事務費等で、前年度比

3.5%の増でございます。

2項1目賦課徴収費につきましては、介護保険料の賦課及び徴収に係る事務費で、前年度比4.3%の減でございます。

368ページ、369ページをお開き願います。

3項介護認定費につきましては、介護認定調査及び認定審査会の事務費で、前年度比3.6%の減でございます。

続きまして、370ページ、371ページをお開き願います。

2款1項介護給付費につきましては、要介護被保険者の居宅及び施設サービス利用に係る給付費で、前年度比2.2%の増でございます。

2項予防給付費につきましては、要支援被保険者の居宅サービス利用に係る給付費で、前年度比12.7%でございます。

続きまして、372ページ、373ページをお開き願います。

3項審査支払諸費につきましては、介護サービス費の請求に関する審査支払い等を委託する国民健康保険団体連合会への審査支払いに要する手数料で、前年度比1.2%の増でございます。

4項高額介護給付費につきましては、介護サービス及び介護予防サービス利用時の自己負担額が収入に応じた上限を超えた場合に給付するもので、前年度比2.1%の増でございます。

続きまして、374ページ、375ページをお開き願います。

5項高額医療合算介護給付費につきましては、介護保険と医療保険のサービス利用時の自己負担額の合算額が収入に応じた上限額を超えた場合に給付するもので、前年度比2.8%の増でございます。

6項特定入所者介護給付費につきましては、短期入所者を含む施設入所者に対する食費及び医療費の負担額のための給付費で、前年度比4.3%の減でございます。

3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、介護予防・生活支援サービス事業に要する会計年度任用職員給与費のほか、要支援被保険者を対象とした訪問型、通所型サービスケアプラン作成経費で、前年度比4.1%の増でございます。

376ページ、377ページをお開き願います。

2項1目一般介護予防事業費につきましては、一般介護予防事業に要する職員及び会計年度任用職員の給与費のほか、介護予防普及啓発に係る経費で、前年度比1.6%の増でございます。

続きまして、378ページ、379ページをお開き願います。

3項1目包括的支援事業費につきましては、地域包括支援センターの運営に要する経費として、前年度比0.9%の減でございます。

380ページ、381ページをお開き願います。

2目任意事業費につきましては、家族介護支援や介護給付費適正化等の事業に要する経費で、前年度比2.3%の増でございます。

384ページから393ページにかかけましては、給与費明細表を記載してございますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○袴塚委員長 ありがとうございます。

次に、議案第26号 令和5年度水戸市介護サービス事業会計予算について、執行部から説明を願います。  
小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 それでは、議案書①の129ページをお開き願います。

市議会議案第26号 令和5年度水戸市介護サービス事業会計予算について、御説明いたします。

歳入歳出の総額はそれぞれ6,970万円で、前年度比20%の増でございます。詳細につきましては、議案書②の398, 399ページをお開き願います。

歳入の主なものといたしましては、介護予防支援費収入といたしまして、介護報酬の収入を見込んでおります。

次に、歳出につきましては、ページを返していただきまして、400, 401ページをお開き願います。

主なものといたしましては、指定介護予防支援事業経費といたしまして、要支援に対するケアプラン作成等に係る経費でございます。なお、402, 403ページにつきましては、給与明細書となっております。  
以上でございます。

○袴塚委員長 ありがとうございます。

次に、議案第27号 令和5年度水戸市後期高齢者医療会計予算について、執行部から説明を願います。  
関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 それでは、議案書①の131ページをお開き願います。

市議会議案第27号 令和5年度水戸市後期高齢者医療会計予算につきまして、御説明いたします。

令和5年度の後期高齢者医療会計の総額は、歳入歳出それぞれ42億2,400万円で、前年度比1.4%の増でございます。内容につきましては、議案書②の令和5年度予算に関する説明書により御説明いたします。

議案書②の408, 409ページをお開き願います。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、年金からの特別徴収納付書等で納める普通徴収を合わせた保険料の収納額で、現年度分と滞納繰越分を合わせて、前年度比0.3%の増でございます。

3款1項一般会計繰入金につきましては、前年度比7.0%の増でございます。後期高齢者医療に係る事務費及び低所得者に対する保険料の軽減分を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

412, 413ページを御覧願います。

1款1項1目一般管理費につきましては、前年度比6.5%の増でございます。主な内容といたしましては、職員給与費や事務費等でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、前年度比1.3%の増でございます。主な内容といたしましては、茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料及び低所得者に対する保険料の軽減分を補填するための保険基盤安定納付金でございます。

説明は以上でございます。

○袴塚委員長 次に、議案第28号 令和5年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算について、執行部から説明願います。

深谷こども政策課長。

○深谷こども政策課長 それでは、議案書①の133ページをお開き願います。

市議会議案第28号 令和5年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算について、御説明いたします。

予算の総額は歳入歳出それぞれ1,100万円で、前年度比8.3%減としてございます。内容につきましては、議案書②の令和5年度予算に関する説明書により御説明いたします。

議案書②の430,431ページをお開き願います。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目繰越金は、前年度贈与繰越金、現年度と同額の100万円。

2款1項1目母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入につきましては、元金収入と未収入から成り、前年度比9.6%の減で見込んでおります。

2項1目雑入は、滞納に伴い発生する違約金、前年度比1.7%の減で見込んでおります。

続きまして、歳出につきましては、432,433ページをお開き願います。

1款1項1目母子父子寡婦福祉資金費は、前年度比10.1%の減となっております。内訳は、貸付金のほか、システム保守等に係る委託料などがございます。

説明は以上でございます。

○袴塚委員長 次に、議案第33号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第11号）中第1表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第3款（民生費）及び第10款（教育費）並びに第3表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分について、執行部から順次説明を願います。

第3款民生費の社会福祉費について、小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 それでは、議案書⑥、5ページをお開き願います。

市議会議案第33号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第11号）につきまして御説明いたします。

詳細につきましては、議案書⑦令和4年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

10ページ、11ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、3目高齢福祉費、いきいき交流センターあかしあ建設事業につきましては、請負契約額にあわせ減額補正するものでございます。

以上でございます。

○深谷こども政策課長 続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきまして、説明欄の子育て支援経費、子育て支援・多世代交流センター運営経費、地域子育て支援拠点経費につきましては、国の補正予算に伴い、つどいの広場やわんぱーく、はみんぐぱーく等を対象に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、感染者等が発生した場合に、感染症対策の徹底を図りながら事業を継続していくため、消毒液等の衛生用品の購入等に係る経費としまして、事業費及び補助金をあわせて540万円増額補正する

ものでございます。

ページを返していただきまして、13ページの障害児福祉経費につきましては、子どもの安心・安全対策を図るため、児童発達支援事業所等が所有する送迎用車両への安全装置の導入支援及び登園管理システム等の導入支援等に係る経費といたしまして、あわせて5,317万5,000円を増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○松本幼児保育課長 続きまして、3目保育所費につきましては、説明欄の市立保育所運営経費、民間保育所等運営経費、地域型保育経費につきましては、保育所等において新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、感染者が発生した場合などに感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施するため、国の補助金を活用し、消毒液等の衛生用品の購入等に係る経費として、事業所及び民間保育所等への補助金をあわせて5,480万円増額補正するものでございます。

また、民間保育所等運営経費につきましては、私立幼保連携型認定こども園における子どもの安全対策を図るため、国の補助金を活用し、車内の幼児等の所在の見落としを防止するため、2施設7台分の送迎用車両への安全装置の導入支援として、補助金を122万5,000円増額補正するものであります。合計で5,602万5,000円増額補正するものでございます。

以上です。

○深谷子ども政策課長 続きまして、4目放課後児童費につきましては、1つ目の丸、放課後学習経費につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、感染者等が発生した場合に、感染症対策の徹底を図りながら事業を継続していくため、消毒液等の衛生用品の購入等に係る経費としまして、需用費を3,080万円増額補正するものでございます。

2つ目の丸、学童クラブ経費につきましては、民間学童クラブにおける新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策補助に加えて、児童の安心・安全対策を図るため、事業所が所有する送迎用車両への安全装置の導入支援、また、ICT推進事業といたしまして、外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等の導入支援のため、あわせて補助金1,313万6,000円を増額補正するものでございます。いずれも国の補正予算に伴うものでございます。

説明は以上でございます。

○三宅保健医療部保健所参事兼保健総務課長 続きまして、4款衛生費、1項保健所費、6目動物愛護センター費でございますが、昨年7月に募集を開始いたしました、動物愛護推進寄附金につきましては、さらなる動物愛護事業の推進に向けまして、今年度分の寄附金を基金として積み立てるため、300万円を増額補正するものでございます。

以上でございます。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼学校保健給食課長 続きまして、16,17ページをお開き願います。

10款教育費、2項小学校費、1目小学校管理費につきましては、令和5年度における学校給食の賄い材料費の物価高騰対策経費として、令和4年度に交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として活用するため、1億5,200万円を令和5年度予算から前倒しして増額補正するものでござ



ございます。あわせて、繰越明許費を定めることで、令和5年度当初予算に位置づけた賄い材料費と一体的に活用してまいります。

**○和田学校施設課長** 次に、3目小学校建設費につきましては、17ページの説明欄にございます1つ目の丸、小学校施設設備整備事業費につきましては、吉沢小学校校舎トイレ大規模改造工事及び千波小学校屋内運動場トイレ大規模改造工事に係る工事請負費につきましては、国の令和4年度補正予算等を活用して整備を実施するため、増額補正を行うものでございます。

次に、3つ目の丸、渡里小学校長寿命化改良事業につきましては、仮設校舎の解体工事を含めた全体のスケジュールについて翌年度まで延伸するもので、仮設校舎の解体工事に係る使用料及び賃貸借等について、令和4年度から減額補正し、後ほど御説明いたします継続費の年割額を変更するものでございます。なお、校舎の長寿命化改良工事につきましては、完成しております、現在供用開始しております。

次に、4つ目の丸、石川小学校長寿命化改良事業費、5つ目の丸、梅が丘小学校屋内運動場長寿命化改良事業費につきましては、長寿命化改良に係る工事請負費につきましては、国の令和4年度補正予算を活用して整備を実施するため、増額補正を行うものでございます。

以上でございます。

**○松本幼児保育課長** 続きまして、18ページ、19ページを御覧ください。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費につきましては、幼稚園等において新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、感染者が発生した場合などに感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施するため、国の補助金を活用し、消毒液等の衛生用品の購入等に係る経費として490万円増額補正するものでございます。

また、市立幼保連携型認定こども園における子どもの安全対策を図るため、国の補助金を活用し、車内の幼児等の所在の見落としを防止するため、1施設2台分の送迎用車両への安全装置のうち、装備に係る経費として35万円増額補正するものでございます。合計で525万円増額補正するものでございます。

以上でございます。

**○小川教育委員会事務局教育部参事兼学校保健給食課長** 次に、6項保健体育費、3目学校給食共同調理場費につきましては、先ほどの小学校費と同様に、令和5年度における中学校給食の賄い材料費の物価高騰対応経費として、令和4年度に交付されました、国の地方創生臨時交付金を財源として活用するため、9,200万円を前倒しして増額補正するものでございます。あわせて繰越明許費を定めることで、令和5年度当初予算に位置づけました賄い材料費と一体的に執行してまいります。

以上でございます。

**○小林高齢福祉課長** 続きまして、20、21ページをお開き願います。

継続費の支出予定額並びに事業の進捗状況等に関する補正につきまして御説明いたします。

ページの中ほど、3款民生費、1項社会福祉費、いきいき交流センターあかしあ建設事業につきましては、事業の進捗にあわせ、増額や各年度の年割額などを減額するものでございます。

以上でございます。

**○和田学校施設課長** 続きまして、22ページ、23ページをお開きください。

10款教育費、2項小学校費につきまして、1段目、渡里小学校長寿命化改良事業につきましては、先ほど御説明いたしました、仮設校舎の解体に要する工期を翌年度まで延伸するため、令和4年度の一部を令和5年度へ、継続費の年割額を変更するものでございます。総事業費の変更はございません。

続きまして、2段目、石川小学校長寿命化改良事業につきまして、当初、令和5年度からの継続事業を予定しておりましたが、国の令和4年度補正予算を活用するため、令和4年度から4か年の継続事業として調書のとおり計上するものでございます。

以上でございます。

○深谷こども政策課長 続きまして、債務負担行為補正について御説明申し上げます。

24、25ページをお開き願います。

4段目、子育て支援・多世代交流センター管理運営に係る債務負担につきましては、電気料金の高騰に伴い、限度額の変更を行うものでございます。変更前の額3億8,550万円に変更額を1,140万円加えまして、変更後の額を3億9,690万円としてございます。債務負担行為期間は、令和4年度から令和8年度までとなっております。

説明は以上でございます。

○林中央図書館長 続きまして、6段目、水戸市立東部図書館等管理運営に係る債務負担につきましては、電気料金等の高騰に伴い、限度額の変更を行うものでございます。変更前の額12億830万円に変更額を5,550万円加えまして、変更後の額を12億6,380万円としてございます。債務負担行為期間は、令和3年度から令和7年度までとなっております。

説明は以上でございます。

○袴塚委員長 ありがとうございます。

次に、議案第34号 令和4年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第2号）について、執行部から説明を願います。

関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 それでは、議案書⑥の15ページをお開き願います。

市議会議案第34号 令和4年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

令和4年度水戸市国民健康保険会計の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億8,000万円追加し、予算総額を221億1,776万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、議案書⑦令和4年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

議案書⑦の42、43ページを御覧願います。

初めに、歳入についてでございますが、4款2項1目保険給付費等交付金につきまして、一般被保険者療養給付費の財源として、県から交付される普通交付金を増額するものでございます。

次に、歳出についてでございますが、2款1項1目一般被保険者療養給付費につきまして、被保険者に係る医療費が当初の見込みよりも増加していることに伴い、保険者負担分である療養給付費に不足が生じることから、増額補正をするものでございます。

説明は以上でございます。

○袴塚委員長 次に、報告第1号 専決処分について（令和4年度水戸市一般会計補正予算（第10号））中別表中歳出について、執行部から説明をお願いします。

深谷こども政策課長。

○深谷こども政策課長 それでは、議案書⑥、34ページ、35ページをお開き願います。

報告第1号 専決処分について、御説明いたします。

昨年12月に成立した国の2次補正予算を踏まえ、出産子育て応援ギフト及び伴走型相談支援に係る経費について、補正措置を講じました。事務執行上、急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年度水戸市一般会計補正予算（第10号）につきまして、35ページの別表のとおり、令和5年1月25日付で処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。内容につきましては、議案書⑨、令和4年度補正予算に関する説明書4ページ、5ページをお開き願います。

歳出、4款衛生費、2項母子保健費、1目母子保健費につきましては、出産・子育て応援ギフト経費としまして、2億9,850万円を増額補正しております。妊娠期と出産後に経済的支援を行う出産・子育て応援給付金に要する経費と、事業に伴う事務費などとなっております。

また、経済的支援と一体的に実施する伴走型相談支援に要する経費としまして、システム改修費用など、330万円を増額補正しております。応援給付金の支給額は、妊娠時に妊婦1人当たり5万円、出産後に子ども1人当たり5万円でございます。3月1日から事業を開始しております。

本事業につきましては、国の出産・子育て応援交付金を活用し、実施してまいります。

説明は以上でございます。

○袴塚委員長 ありがとうございます。

以上で、提出議案についての説明は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会はこの程度にして散会いたしたいと思います。

また、明日の委員会でございますけれども、午前11時から開会をいたしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時35分 散会